

長 建 産 発 第 3 6 号
令 和 4 年 7 月 7 日

会 員 各 位

長 崎 県 建 設 産 業 団 体 連 合 会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

建築士定期講習等における建築士法第 10 条の規定の取扱い
及び受講の促進について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、建築士定期講習等における建築士法第 10 条の規定の取扱い及び受講の促進について全国建産連を通じ、国土交通省より周知依頼がまいりましたのでお知らせ申し上げます。